

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第15回 行政法 テキスト補助

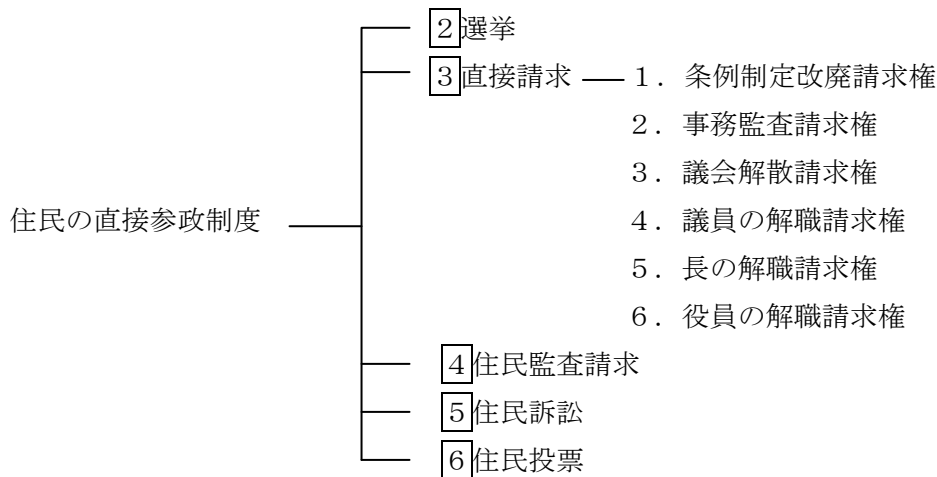
本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第6章 住民とその権利



2 選挙制度

1. 選挙権

- ① 日本国民
- ② 年齢満 20 歳以上
- ③ 引き続き 3 カ月以上住所を有する

2. 被選挙権

	議員	知事	市町村長
年齢	25 歳以上	30 歳以上	25 歳以上
その他	①日本国民 ②3 か月以上住所がある	①日本国民	①日本国民

3 直接請求

2. 条例の制定改廃請求

(2) 請求に関する措置

長は、① 請求の要旨を公表

↓

② 20 日以内に議会を招集

↓

③ 意見を付けて議会に付議

↓

議会は代表者に意見を述べる機会を与えないかん

④ 議決結果を代表者に通知

3. 事務監査請求

(1) 意義・要件

監査の対象は事務全般に及ぶ。(監査委員の職務権限に属するものにも及ぶ)

(注意)事務監査請求は住民監査請求と区別して覚える事。

(2) 請求に対する措置

監査委員は、① 請求の要旨を公表

↓

② 監査

↓

③ 結果の報告を決定

↓

④ 請求代表者に送付・公表

↓

⑤ 議会・長・関係機関に提出

4. 議会の解散請求

(2) 請求に対する措置

選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表

↓

② 選挙人の投票

(過半数の同意があれば議会は解散する)

5. 議会の議員の解散請求

(2) 請求に対する措置

選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表

↓

② 選挙人の投票

(過半数の同意があれば議員は失職する)

6. 長の解職請求

(2) 請求に対する措置

選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表

↓

② 選挙人の投票

(過半数の同意があれば長は失職する)

7. 役員の解職請求

(2) 請求に対する措置

長は、① 請求の要旨を公表

↓

② 議会に付議

↓

③ 議員の同意

(3分の2以上の者が出席し4分の3以上の者の同意があれば役職員は失職する)

4 住民監査請求

1. 意義

住民監査請求は監査委員に対して行う



監査委員の監査に代えて弁護士・公認会計士などによる個別外部監査契約に基づく監査を請求することもできる

2. 要件

(6) 監査の実施および報告・勧告

① 監査委員は請求を受理した時は60日以内に監査を行う



② 理由がない時

監査委員は請求人に通知・公表

② 理由がある時

↓ 監査委員は議会・長等に必要な措置を講ずべき事を勧告し請求人に通知・公表

③ 勧告を受けた議会・長は必要な措置を講じるとともに監査委員に通知する。

監査委員は請求人に通知する。

けんちゃんのまとめ

【事務監査請求と住民監査請求の比較】

	事務監査請求	住民監査請求
監査の対象	事務全般	財務会計上の事務
請求の仕方	選挙権を有する者の50分の1以上の連署	・選挙権の有無関係ない ・法人でも可 ・単独でも可
請求先	監査委員	監査委員
請求者への通知	義務	義務

5 住民訴訟

1. 意義

住民が住民監査請求をしたが、○ ①の監査の結果や②の勧告や③の議会・長の措置に、不服がある時

○ ②の監査委員が請求を受理したのに60日以内に監査を行わない時

○ ③の議会・長が必要な措置を行わない時

は、裁判所に対して、その行為の差し止め・取消し・損害賠償を求める事ができる。

これを、住民訴訟という。この住民訴訟は行政事件訴訟法の民衆訴訟にあたる。よって行政事件訴訟法にのっとり行われる。

住民訴訟を提起するには、先に住民監査請求をしないかん。

第7章 普通地方公共団体に対する国・都道府県の関与

1 関与の意義

地方公共団体に対する国・都道府県の関与とは、地方公共団体の事務処理に関して、国や都道府県が行う次の行為をいう。

- ・ 助言・勸告
- ・ 資料の提供の要求
- ・ 是正の要求 地方公共団体の事務処理が法令に違反している、著しく適正を欠いている時に、その違反の是正、改善措置を要求するもので、要求を受けた地方公共団体はこれに応じた措置を講じなければならない義務を負う
- ・ 同意
- ・ 許可・認可・承認
- ・ 指示
- ・ 代執行 地方公共団体の事務が法令に違反している時、事務処理を怠っている時にその是正措置をその地方公共団体に代わって行う。
- ・ 普通地方公共団体との協議
- ・ その他の関与 一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関る行為（検査・監査・立ち入り調査）

けんちゃんの参考資料

【同意と許可は異なるのか？】

地方自治法第245条第1号に列挙される国の関与の方式を見ると、「是正の要求」に続いて「同意」、「許可、認可又は承認」、「指示」、「代執行」の順に列挙されていますが、これらは全て「処分その他公権力の行使」と位置づけられている。

しかし、これらは講学上の行政行為ではないので、取消訴訟ではなく、機関訴訟の対象となる。

とある文献によると、「同意」は対等者間の関係について使用する用語であり、「許可」のように上下関係を示すものではない。とある。

また、「承認」の場合に「協議」は不要であるが、「同意」の場合は「事前の協議」を前提とするとして、「同意」と「承認」の性質は異なると説明している。これは、「許可」についても同様に妥当するだろう。

2 関与の原則

1. 関与の法定主義

必要に応じて関与するなど、関与の主体が裁量権に基づいて関与はできない。
すなわち、法律・政令によらなければ関与できない。これを**関与法定主義**という。

2. 関与の基本原則

関与は必要最小限度のものとし、普通地方公共団体の自主性・自立性に配慮しないかん。

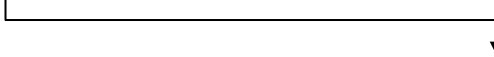
比例原則とは、達成されるべき目的とそのために取られる手段としての権利・利益の制約との間

に均衡を要求する原則である。「雀を撃つのに大砲を使ってはならない」という言葉でしばしば説明される。

(1) 自治事務

自治事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勸告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要などときだけしかできない
 - ・ 是正の要求
- 例外的に一定の基準を設けて認められる関与は

- 
- ・ 代執行 (245 条の 3④にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 同意 (245 条の 3④にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 許可・認可・承認 (245 条の 3⑤にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 指示 (245 条の 3④にその一定の基準が定めてある)

(2) 法定受託事務の関与

法定受託事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勸告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要などときだけしかできない
 - ・ 代執行
 - ・ 同意
 - ・ 許可・認可・承認
 - ・ 指示
 - ・ 是正の要求 ←第 2 号法定受託事務だけ

3. 法定受託事務の処理基準

- ・ 各大臣は、都道府県の法定受託事務の処理について都道府県がよるべき基準を定める事が出来る。
- ・ 都道府県の執行機関は、市町村の執行機関の法定受託事務について市町村の執行機関がよるべき基準を定める事が出来る。この場合、大臣は必要な指示が出来る

3 関与の手続き

国又は都道府県の普通地方公共団体に対する関与については、行政手続法は適用されない。そのため、地方自治法には関与の手続きとして、行政手続法と類似した規定が置かれている。

けんちゃんのまとめ**【関与の手続】**

助言等及び 資料の提出の要求等の方式	書面によらないで行った場合、書面の交付を求められた時は、書面交付義務を負う(247条①) ※助言については、その場で完了する行為、すでに書面で通知されているものと同一の場合には、上記の義務を負わない(247条②)
申請に対する許認可等	審査基準の設定・公表義務(250条の2②) 標準処理期間の設定・公表努力義務(250条の3①)
是正の要求等の方式	原則：書面 例外：差し迫った必要がある場合(249条①)
許認可等の取消	処分基準の設定・公表の努力義務 処分の内容・理由を記載した書面の交付義務(250条の4)